

令和 6 年12月19日

行政文書不開示決定通知書

林弘法律事務所

弁護士 山中 理司 様

東京国税局長 星屋 和彦



令和 6 年12月 2 日にされた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

行政文書の名称	法人税基本通達 9 - 6 - 1 ないし 9 - 6 - 3 に関する東京国税局作成の解説文書（法人税基本通達 9 - 6 - 3 に関する①損金経理の計上時期が書いてある文書及び②連帯保証人がいる場合の取扱いについて書いてある文書を含む。）（最新版）
不開示とした理由	開示請求に係る行政文書は作成しておらず、これを保有していないため、不開示とした。
担 当 課	東京国税局 総務課 情報公開・個人情報保護係 電話 03-3542-2111

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に国税庁長官に対して、審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。